



平成25年2月8日  
内閣府沖縄担当部局

## 沖縄振興特別措置法に基づく国際物流拠点産業集積地域の指定について

標記の件につきまして、平成25年1月9日付けで沖縄県知事から提出がありました国際物流拠点産業集積地域の指定の申請については、沖縄振興特別措置法の定める要件を満たしていることから、平成25年2月8日付けで沖縄県知事の申請の内容のとおり指定を行い、平成25年内閣府・経済産業省告示第1号により公示をいたしましたので、お知らせします。

### (指定の概要)

- 1 国際物流拠点産業集積地域那覇空港地区 (20,284.89 m<sup>2</sup>)  
※那覇空港貨物上屋B棟の一部
- 2 国際物流拠点産業集積地域那覇港地区 (85,677.83 m<sup>2</sup>)  
※那覇港新港ふ頭地区内野積場の一部

※別紙参照。

### 【本件問合わせ先】

内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付  
産業振興担当参事官室

長谷川、山田、町田

電話：03-3581-5717

# 国際物流拠点産業集積地域



## 国際物流拠点産業集積地域について

### (制度の概要)

- 昨年4月に施行された改正沖縄振興特別措置法において、従来の自由貿易地域及び特別自由貿易地域を拡充した『国際物流拠点産業集積地域』を創設。
- 沖縄の国際物流拠点を活用する高付加価値モノづくり企業や高機能型の物流企業を集積し、沖縄の産業及び貿易の振興を図る制度。

### (主な優遇措置の概要)

	優遇項目	優遇措置の概要
国税	所得控除制度	国際物流拠点産業集積地域において新設された法人で、常時雇用する従業員数が20名以上等の要件を満たすものとして主務大臣から認定を受けた法人は最長で新設以後10年間、所得の40%を法人税の課税所得から控除。
	投資税額控除	新設又は増設した機械、建物等の取得価額の一定割合を法人税から控除(機械・装置:15%、建物・建物附属設備:8%。ただし、控除額は法人税額の20%以内、対象となる投資額は20億円が上限。繰越4年。)
	特別償却	新たに機械、建物等を取得等した場合、普通償却限度額に加えて、取得価額に一定割合を乗じた額を償却(機械・装置:50%、建物・建物附属設備:25%。対象となる投資額は20億円が上限。繰越1年)。
地方税	事業所税の軽減	国際物流拠点産業の用に供する施設に係る事業所等を新設した場合、資産割の課税標準の1/2を控除。
関税	選択課税	特定の品目を除き、原料課税か製品課税かを選択。
	保税許可手数料の軽減	保税蔵置場等の許可手数料が1/2に軽減。
その他	地方交付税による減収補てん措置	事業税、不動産取得税、固定資産税を県、市町村が減免した場合に、その減免に伴う減収を地方交付税によって補てん。
	融資	貸付利率、期間などについて、沖縄振興開発金融公庫の融資条件が有利に設定。

注1 国税にかかる優遇措置はいずれか一つを選択。

注2 対象事業は、道路貨物運送業、倉庫業<sup>※</sup>、梱包業<sup>※</sup>、卸売業、特定の無店舗小売業<sup>※</sup>、特定の機械等修理業<sup>※</sup>、特定の不動産賃貸業及び製造業<sup>※</sup>。

(所得控除制度は<sup>※</sup>の事業のみが対象。)